〇衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部

(傍線部分は改正部分)

を改正する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

(公職選挙法の一部改正) (公職選挙法の一部改正) 第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。 第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。 第一年 央 区	改正案
(公職選挙法の一部改正)	現

 伊
 登
 苫
 室

 市
 市
 市
 市
 根 北海道胆振総合振興局管内 北海道檜山振興局管内 北海道渡島総合振興局管内 北 函 北海道釧路総合振興局管内 北海道根室振興局管内 音威子府村 美 深 川 淵 町 町 町 和寒冠町村 中富良野町 七 中 南富良野町 室路市市市 斗 館 町町 区 区 市市

第十一区 第十二区 深 歌 砂 滝 三 赤 芦 美 留 岩 夕 川 内 川 田 笠 平 別 唄 萌 見 張 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 北海道宗谷総合振興局管内 北海道留萌振興局管内 北海道宗谷総合振興局管内 北海道十勝総合振興局管内 北海道上川総合振興局管内 北海道空知総合振興局管内 幌加内町 幌 広市 見 走 延町 市市市市

南中海郷川の黒弘第一区に属しない区域 階 南上 部町町 田三戸戸町町郡市 本庁管内市 盛岡市役所繋支所管内盛岡市役所太田支所管内 新 盛岡市役所簗川支所管内 盛岡市役所青山支所管内 盛岡市役所都南総合支所管内 波 岩 郷村 区 郡 手 県

 北
 潟
 鹿
 男
 大
 能

 秋
 上
 角
 鹿
 館
 代

 市
 市
 市
 市
 市
 市
 大 栗 登 気 崎 原 米 伽 市 市 市 市 鹿 秋 <u>一</u>区 秋田郡 第五区に属しない区域 大崎市田尻総合支所管内 大崎市鹿島台総合支所管内 大崎市三本木総合支所管内 大崎市松山総合支所管内 田 吉 鹿 田 崎 秋 区 区 市 田郡 郡郡 市 県

南 葉郡 五 茨 沼沼 麻 津 区 区 城 郡 郡郡郡郡

水

本庁管内

水戸市役所赤塚出張所管内

福田、 坂井、比毛、 黒駒、 長塚、 下木戸、 江、 砂沼新田、 平方、 神明、 横根、 尻手、 若柳、 平川戸、 坂本新田、 渋井、 下宮、 北大宝、 桐ヶ瀬、 数須、 大木新田、

大宝、

平沼、 堀篭

石の宮、 大串、

筑波島、

下田、

前河原、

宿町 市丁貝 本城町三丁目、 本宿町二丁目、 小野子町 田町一丁目

丁目

二本紀、

今泉、

中居指、

新堀、

加養、 関本下、

亀崎、

樋橋、 古沢、

肘谷、山

袋畑、

小島、 赤須、

谷田部、

柳原、

安食、

高道祖、

本城町一丁目、

本城町一

一丁貝

小野子町二丁目、

田町二丁目

半谷、大木、南原、上野、

笠間市役所笠間支所管内 間

常陸大宮市 御前山総合支所管内

西 市市

-12-

本庁管内

宇都宮市国本地区市民センター管内 宇都宮市横川地区市民センター管内 宇都宮市城山地区市民センター管内 宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内 宇都宮市清原地区市民センター管内 宇都宮市平石地区市民センター管内

宇都宮市雀宮地区市民センター管内 宇都宮市姿川地区市民センター管内 宇都宮市篠井地区市民センター管内 宇都宮市富屋地区市民センター管内 宇都宮市豊郷地区市民センター管内

野 市 宇都宮市役所陽南出張所管内 宇都宮市役所宝木出張所管内

王山、 薬師寺、 緑二丁目、 丁貝、 別当河原、 絹板、 成田、 祇園三丁目 花田、 緑三丁目 下吉田、 町田、 下坪山、 谷地賀、 磯部、 緑四丁目、 祇園四丁目、 上坪山、 中川島、 緑五丁目、 東根、 祇園五丁目、 上川島、 田中、 祇園一丁目、 緑六丁目 仁良川、 上吉田、 緑一丁目

内 郡

区

第一区に属しない区域 都 宮市

日 鹿 さくら市 西 沼 光 方 町市 市市

第二区 太 田 市 桐 太 袑 みどり市 みどり市 高崎市吉井支所管内 五. 三区 本庁管内 根郡のおり市東支所管内 兀 渋川市赤城総合支所管内 高崎市新町支所管内 第二区に属しない区域 第一区に属しない区域 藪塚町、 第一区に属しない区域 渋川市北橘総合支所管内 田市 波 生市 崎 田 楽 林 区 区 市 郡 郡市 市市 山之神町 寄合町、 大原町 六千石町、大久保町

第十三区 第十二区 鶴 坂 東 松 山 市 羽加行 春日部市 赤沼、 第六区に属しない区域 第十一区に属しない区域 熊谷市役所江南行政センター管内 越 大沼一丁目、大沼二丁目、大沼三丁目、 谷 谷 一 区 企 里 父 巣 生 須 田 玉 父 谷 庄 生町 一ノ割四丁目、 区 梅田三丁目、梅田本町一丁目、 市 ー ノ 割 郡郡郡市市市 市 市市市市 郡 一ノ割一 牛島、 丁貝、 内牧、 梅田、 一ノ割二丁目、 梅田本町二丁目、 梅田 大沼四丁目 一丁貝 一ノ割三丁目 梅田二丁 大沼五 大枝、

白 本庁管内 増田新田 東五丁目 丁貝 丁貝 央四丁貝、 日 久喜市菖蒲総合支所管内 丁貝 埼 六丁目、 西八木崎二丁目、 四区 岡 丁貝 喜 栄町二丁目、 玉 部 千間一 丁貝 町二丁目、 南四丁目、 緑町五丁目、 不動院野、 銚子口、 粕壁東六丁目 市 市 郡 市市 豊野町三丁目、 備後西三丁目 浜川戸二丁目、 六軒町 備後東二丁目 丁貝 谷原二丁目、 中央五丁目、 緑町一丁目、 備後東六丁目、 道口蛭田、 豊町三丁目、 本田町 南五丁目、 栄町三丁目、 西八木崎三丁目、 緑町六丁目、 中央一丁目、 上大増新田、 樋掘、 武里中野、 備後西四丁目、 丁貝 道順川戸、 中央六丁目、 谷原三丁目、 緑町二丁目、 備後東三丁目 南栄町、 備後東七丁目 樋籠、 豊町四丁目、 下大増新田、 南一丁目、 本田町二丁目、 中央二丁目、 上蛭田、 新方袋、 南中曽根、 八丁目、 豊野町一丁目、 備後西一丁目、 谷原新田、 緑町三丁目、 中央七丁目、 備後西五丁目、 備後東四丁目 西八木崎一丁目、 下蛭田、 豊町五丁目、 南二丁目、 備後東八丁目、 小渕 花積、 中央三丁目、 増富、 八木崎町、 豊町一 栄町一丁目 浜川戸 豊野町一 新川、 備後西日 中央八丁 緑町四丁 南三丁 増戸、 備後東

丁丁

粕壁二丁目

粕壁三丁目

粕壁東四丁目、

粕壁東一

粕壁東五丁

大沼六丁目、

大沼七丁目、

大場、

大畑、

粕壁

粕壁東二丁目

粕壁東三丁目

船 区

本庁管内 橋 市

船橋市芝山出張所管内 船橋市二宮出張所管内

船橋市西船橋出張所管内 船橋市習志野台出張所管内 船橋市高根台出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内 区

本庁管内 五 市

市川一 一丁貝 目 丁貝 丁目 二丁貝 四丁目 八幡五丁目、 幡三丁目 荷木二丁目、 田二丁目、 川南二丁目、 大和田二丁目、 真間一丁目、 大洲二丁目、 丁貝 東大和田 丁貝 平田二丁目、 若宮二丁目、 鬼高二丁目、 東菅野三丁目、 菅野五丁目、 南八幡二丁目、 中山二丁目、 新田三丁目、 八幡四丁目、 菅野一 稲荷木三丁目、 市川南三丁目、 一丁目、 市川二丁目、 大洲三丁目、大洲四丁目、大和田一丁目、 大和田三丁目、大和田四丁目、 真間二丁目、 丁貝 平田三丁目、平田四丁目、 若宮三丁目、 鬼高三丁目、 菅野六丁目、 東大和田二丁目、 中山三丁目、 鬼越一丁目、 新田四丁目、 南八幡三丁目、 八幡五丁目、 市川三丁目 菅野二丁目、 真間三丁目、 市川南四丁目、 八幡一丁目、 北方一丁目、 鬼高四丁目、 東菅野一丁目、 鬼越二丁目、 中山四丁目、 新田五丁目、 八幡六丁目、 市川南 菅野三丁目、 稻荷木一丁目、 南八幡四丁目、 新田 八幡二丁目、 市川南五丁目 高石神、 大洲一丁目 北方二丁目 大和田五丁 丁貝 丁目 鬼高 東菅野 南八幡 若宮 平田

浦 本庁管内 本庁管内市 増尾出張所管内 第六区に属しない区域 七 東部支所管内 矢切支所管内 第五区に属しない区域 行徳支所管内 富勢出張所管内 田中出張所管内 常盤平支所管内 光ケ丘出張所管内 六実支所管内 安 Щ 田 二丁貝 二俣一丁目、 区 北方三丁目、本北方一丁目、 区 市 市 市 市市 北方町四丁目、 丁貝 丁貝 田尻三丁目、 原木二丁目、 高谷二丁目、 二俣二丁目、二俣新町、 東浜 田尻四丁目、 高谷三丁目、 原木三丁目、 一丁貝、 本北方二丁目、 田尻、田尻一丁目、 田尻五丁目、 上妙典 原木四丁目、二俣、 高谷新町、 本北方三丁 原木、 高谷、 田尻

豊四季台出張所管内

松葉出張所管内 西原出張所管内 南部出張所管内

我孫子市 柏駅前行政サービスセンター管内

藤心出張所管内

九 区

八街市 若葉市 倉 市

富下、 虫生、 小田部、 母子、 芝崎、 芝崎南、 宮川、谷中、 香

瑳

郡郡市市市市市

横芝光町

篠本、

新井、

宝米、

市野原、

二文

小川台、

台

傍示戸、

武 取 取 匝 旭 成 銚

田

子

区

目篠、 上原、 原方、木戸、尾垂イ、尾垂ロ、

区 篠本根切

茂

原

金

市市市

勝 東

浦

-25-

港 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内 大島支庁管内 第三区に属しない区域 鳥三丁目に属する区域に限る。 大田区雪谷特別出張所管内 大田区久が原特別出張所管内(池上三丁目に属する区域を除 大田区鵜の木特別出張所管内 大田区田園調布特別出張所管内 大田区嶺町特別出張所管内 代 大田区矢口特別出張所管内(千鳥 大田区千束特別出張所管内 田 田川田 東 東 宿 田区 区 区 区 区 区 都 千鳥二丁目及び千

目 黒 区

世 谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内 |田谷区奥沢まちづくりセンター管内 田谷区上馬まちづくりセンター管内 田谷区下馬まちづくりセンター管内

田谷区等々力出張所管内

旧谷区九品仏まちづくりセンター管内

世田谷区上野毛まちづくりセンター管内 田谷区用賀出張所管内

世 世田谷区深沢まちづくりセンター管内 田 谷区 区

七 区

第五区に属しない区域

渋 谷 野 区 区

区 区

杉 九 並 区

馬

区

豊玉上二丁目 丁目、中村一丁目、 中村南二丁目、 豊玉中四丁目、 中村北三丁目、中村北四丁目 豊玉北三丁目、 練馬四丁目 豊玉中一 豊玉南一丁目、 中村南三丁目、 豊玉北四丁目、 中村二丁目、 丁貝 向山 豊玉中二丁目、 中村三丁目、 豊玉南二丁目、 中村北一丁目、 豊玉北五丁目、 練馬 丁貝 丁貝 向山 中村南 豊玉中三丁目 丁貝、 中村北二丁 豊玉南三丁 練馬二丁目 豊玉北六 一丁目

三丁目

向山四丁目

貫井一丁目

貫井二丁目

貫井三丁目

練馬三丁目

五丁貝 四丁目 石神井 丁貝 五丁目、 春日 丁貝 丁貝 丁貝 原台三丁目、 谷原五丁目 見台三丁目、 西大泉二丁目、 東大泉二丁目 台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁 石神井町七丁目、石神井町八丁目、 貫井四 南田中三丁目 高松 西大泉六丁目、 東大泉六丁目、 旭町三丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、 南大泉四丁目、南大泉五丁目、 石神井台六丁目、 高野台二丁目 土支田四丁目、富士見台一 光が丘二丁目、光が丘三丁目、 町三丁目 大泉学園町三丁目 石神井町四丁目、 谷原 一丁貝、 光が丘六丁目、光が丘七丁目、 大泉町二丁目、 丁貝 丁貝 高松六丁目 大泉町六丁目 下石神井五丁目 田柄五丁目(二十一番から二十八番までを除く。 丁貝 石神井町一丁目、 谷原六丁目、 富士見台四丁目 西大泉三丁目、 東大泉三丁目 下石神井二丁目、 春日 貫井五丁目 高松二丁目 南大泉一丁目、 東大泉七丁目、 南田中四丁目 | 町四丁 谷原二丁目、 高野台三丁目、 大泉町三丁目、 石神井台七丁目、 田柄三丁目 石神井町五丁目、 大泉学園町四丁目 大泉学園町 三原台一丁目、 下石神井六丁目、 目 春日町 高松三丁目 東大泉四丁目 石神井町二丁目、 西大泉四丁目 南田中一丁目、 丁目、富士見台二丁目、 春日町五丁目 南大泉二丁目、 南田中五丁目、 西大泉町、 谷原三丁目 下石神井三丁目、 (十四番から三十番までを 石神井台一丁目、 南大泉六丁目、大泉町一 光が丘四丁目、 高野台四丁目、 旭町一丁目、 丁目 丁目 大泉町四丁目、 石神井台八丁目、 三原台二丁目、 石神井町六丁目 高松四丁目 東大泉 大泉学園町二丁 西大泉一丁目、 春日町二丁目、 大泉学園町五丁 南田中二丁目 西大泉五丁目 東大泉五丁目 谷原四丁目、 春日町六丁目 高野台 南大泉三丁 石神井町三 土支田三丁 下石神井 高野台五 旭町二丁 光が丘五 一丁貝 石神井 大泉町 富士

北三丁貝、 野町 南二丁目、 上石神井四丁目 大泉学園町九丁目 大泉学園町六丁目、 関町北四丁目、 石神井 関町南三丁目、 丁貝 関町東 関町北 大泉学園町七丁目、 関町北五丁目 上石神井 丁目 関町南四丁目 一丁貝 関町東二丁目 丁貝 関町北二丁目、 関町南 大泉学園町八丁 上石神井三丁目 上石神井南町、 丁貝、 関町 関

島 区 区

練 馬 区

第九区に属しない区域 <u>一</u> 区

第十二区 北 区区

板

橋

区

入谷町、 二丁貝、 九丁目、 江北 入谷五丁目、 立 丁貝 小台一丁目、 扇一丁目、 入谷 入谷六丁目 丁目 江北二丁目、 扇二丁目、 小台二丁目、 入谷二丁目 入谷七丁目 江北三丁目 扇三丁目 加賀 入谷三丁目 一丁貝 興野 入谷八丁目 江北四丁目、 加賀一 丁貝 入谷四 一丁目 江北 丁目

四丁目

鹿浜五丁目

鹿浜六丁目

鹿浜七丁目、

鹿浜八丁目

新田

丁目

新田二丁目、

新田三丁目、

椿

一丁貝、

椿二丁

五丁目、

江北六丁目、

江北七丁目

皿沼

一丁貝、

皿沼二丁目

皿沼三丁目、

鹿浜

丁目、

鹿浜二丁目、

鹿浜三丁目、

鹿浜

堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、

本木北町

本木西

目

西新井本町 舎人四丁目 舎人公園

丁貝

舎人五丁目

舎人六丁目

西新井栄町三丁

西新井本町三丁

西新井本町四丁目

西新井本町五丁目 西新井本町二丁目

堀之内

目

舎人町、

舎人一丁目

舎人二丁目、

舎人三丁

第十三区

立 区

第十二区に属しない区域

川田 区区 第十四区

五区 東 区

第十六区 江戸川区

江戸川区小松川事務所管内 本庁管内(上一色三丁目に属する区域を除く。

江戸川区葛西事務所管内 江戸川区東部事務所管内

江戸川区鹿骨事務所管内

第十七区 飾 区

江戸川区 第十六区に属しない区域

八区

第十九区

小 府 武 蔵 井 市 市 市

-31-

横 多 中 麻 九 都 須賀市 <u>__</u> 平間、 木月四 杉町一 崎 崎 浜 丁貝 丁貝、 生 二丁目 崎 摩 葉 筑 区 区 区 区区 区 区 区 市

港

新丸子町、 井田三丁目 木月住吉町 上丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、 今井南町 丁貝 田尻町、 丁貝 丸子通一丁目、 等々力、 杉御殿町二丁目、 新丸子東一丁目、 西加瀬、 小杉町二丁目、 北谷町、 苅宿、 今井、 井田三舞町、 木月 丸子通二丁目、 大倉町、 今井西町 木月祇園町、 中丸子、下沼部、 丁貝 小杉陣屋町 井田杉山町、 小杉町三丁目、 新丸子東二丁目、 市 木月二丁目、 井田 木月伊勢町、 上丸子山王町一丁目 一丁貝、 丁貝 今井上町、 上丸子、 井田中ノ町、 小杉御殿町 木月三丁目 井田二丁目 小杉陣屋町 新丸子東三 木月大町 小杉 今井仲

-34-

三区 座 沢 浦 区 市

綾 座 海 瀬間 市市 四区

模 原区市

相原、 橋本七丁目、 橋本台三丁目、 西橋本四丁目、 相原五丁目、 橋本三丁目、橋本四丁目、橋本五丁目、 田名、 東橋本三丁目 二本松三丁目、二本松四丁目、 相原一 西橋本一丁目、 丁貝 橋本八丁目、 西橋本五丁目、 橋本台四丁目、 相原六丁目、 相原二丁目 東橋本四丁目、 橋本台一丁目、 西橋本二丁目、 大島、 二本松一丁目、二本松二丁 東橋本一丁目、 相原三丁目 橋本一丁目、 大山町、 元橋本町 西橋本三丁目、 橋本台二丁目、 橋本六丁目、 上九沢、 東橋本二丁 相原四丁目 橋本二丁

央 区 区

南

旭町

鵜野森

丁貝

鵜野森二丁目

鵜野森三丁目

大野台四丁目、

大野台八丁

台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、

大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、

四丁貝、

上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、

上鶴間七丁目、

上鶴間一

丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間

鶴間八丁目

上鶴間本町一丁目

上鶴間本町二丁目、

茅 愛伊 厚 平 緑 模 ケ 六区 甲 塚 第十四区に属しない区域 病 郡 市 原市 原 市 区 市 区 郡

+ 五区

御園二丁目、

御園三丁目

豊町、

若松一丁目、 松が枝町、

若松二丁目

若松三丁目、

若松四丁目、

若松五丁目、

若松六丁目

丁貝

文京一丁目、

文京二丁目

御園一丁目、

林間

丁貝

東林間二丁目、

東林間三丁目、

東林間四丁目

東林間五丁目、

東林間六丁目、

東林間七丁目、

東林間八

丁

目

東大沼二丁目、

東大沼三丁目、

東大沼四丁目、

目

西大沼三丁目、 相南三丁目、

西大沼四丁目、

西大沼五丁目、

東大沼

目

相模大野八丁目、相模大野九丁目、

相南四丁目、

西大沼一丁目、

西大沼二丁

相南一丁目、

相南二丁

相模大野五丁目、

相模大野六丁目、

相模大野七丁目、

間本町三丁目、

上鶴間本町四丁目、

上鶴間本町五丁目、

上鶴間本町八丁目、

上鶴間本町七丁目、

鶴間本町六丁目

上鶴間本町九丁目、

古淵一丁目、

古淵二丁目、

古淵三丁目

古淵四丁目、

古淵五丁目、

古淵六丁目、

栄町、

相模大野

丁貝、

相模大野二丁目、

相模大野三丁目、

相模大野四丁

第十四区に属しない区域

第十 七区

-36-

第十八区 秦野市 新 足柄下郡 南足柄市 足柄上郡 江南区域を除く。) 高津区 宮 中原区 中央区 本庁管内 本庁管内 本庁管内 崎 潟 中央区役所東出張所管内 新 前区 東区役所石山出張所管内(亀田中島四丁目に属する区域を 第十区に属しない区域 北区役所北出張所管内(すみれ野四丁目に属する区域を除 本庁管内(細山に属する区域に限る。) 中央区役所南出張所管内(鵜ノ子及び亀田早通に属する区 区 市 区市 潟 県

五郎 工門新田、 ケ山、 天野、 丸山、 西山 久蔵興野 曽川、 江口、 天野一丁目、 丸山ノ内善之丞組、 花ノ牧、 俵柳、 楚川、 大淵、 蔵岡、 直り山、 平賀、 曽野木一丁目、 祖父興野、 天野二丁目、 酒屋町、 細山、 長潟、 茗荷谷、 笹山、 嘉木、 中野山、 舞潟、 天野三丁目、 曽野木二丁目、 嘉瀬、 山ニツ、両川一丁 三百地、 松山、 鍋潟新田、 上和田、 丸潟新田 栗山、 鐘木、

両川二丁目、 和田、 割野

南 区

本庁管内 (天野に属する区域に限る。

西 区

本庁管内

西区役所西出張所管内 (四ツ郷屋及び與兵衛野新田に属す

る区域を除く。

西区役所黑埼出張所管内

新

潟

市 区

区

南

西

南区役所月潟出張所管内 南区役所味方出張所管内

第一区に属しない区域

蒲

本庁管内(西津町に属する区域のうち、 岡 市区 平成十七年三月三十

日において三島郡越路町の区域であつた区域に限る。

長岡市三島支所管内 長岡市越路支所管内

長岡市小国支所管内

東 第 区及び第三区に属しない区域	北	新湯市	第四区	岩船郡	東蒲原郡	北蒲原郡	胎内市	阿賀野市	五泉市	村上市	新発田市	る。)	北区役所北出張所管内	< 。	本庁管内(細山、小杉、	北区	新潟市	第三区	刈那郡	三島郡	西蒲原郡	佐渡市	燕市	柏崎市	長岡市与板支所管内	長岡市寺泊支所管内	長岡市和島支所管内
ない区域													(すみれ野四丁目に属する区域に限	•	十二前及び横越に属する区域を除												

第一区に属しない区域

央 区

第一区に属しない区域

第一区に属しない区域

葉区 区

岡 第一 市区及び第二区に属しない区域

成十七年三月三十一日において長岡市の区域であつた区域を 長岡市中之島支所管内 (押切川原町に属する区域のうち、

長岡市栃尾支所管内

 南
 見
 加
 三

 蒲
 附
 茂
 条

 郡
 市
 市
 市

長 五区 畄 市

南 魚 小 千 沼 沼 市 市 市 第二区及び第四区に属しない区域

六区

大三丹南今越鯖小敦一吉坂あ勝大福一 鳳鹿羽河か羽珠輪 七三 飯方生条立前江浜賀区田井ら山野井区 井郡郡郡郡市市市市市市市市

下 下 上 飯 中 須 水 高 高 山 野 坂 内 井 井 市 市 市 二区 長野市更北支所管内 長野市吉田支所管内 長野市三輪支所管内 長野市古牧支所管内 長野市芹田支所管内 長野市芋井支所管内 長野市小田切支所管内 長野市安茂里支所管内 長野市長沼支所管内 長野市若槻支所管内 長野市朝陽支所管内 長野市大豆島支所管内 長野市浅川支所管内 長野市柳原支所管内 長野市古里支所管内 長野市信更支所管内 長野市七二会支所管内 長野市川中島支所管内 市市 市

瑞山各羽 美| 関| 揖|安| 岐 高 岐阜市役所日光事務所管內岐阜市役所南部西事務所管內 本庁管内 岐阜市役所北部事務所管内岐阜市役所東部事務所管内 第一区に属しない区域 岐阜市役所西部事務所管内 阜 斐 津 垣 島 区 区 郡市市市市市市 市 市 郡郡郡郡市市

可 児 市 瑞 多 可 津川市市市 五. 岐 那 野 児 驒 静 茂 呂 区 畄 市市 郡 郡郡市市 県

区

静 葵 峃 区 市

ら五番五十九号までに限る。 本庁管内 (瀬名川三丁目(五番二十五号及び五番五十号か に属する区域を除く。

葵区役所井川支所管内

駿 河 区

本庁管内 日において清水市の区域であつた区域を除く。 (谷田に属する区域のうち、 平成十五年三月三十

駿河区役所長田支所管内

清水区

限る。 本庁管内(楠(六百九十四番地一及び六百九十四番地三に)に属する区域に限る。

御 袋掛 周菊 浜 牧之原市 焼 島 三区 四 第二区に属しない区域 御前崎支所管内 前崎 前 原 松 市 畄 智 川 井 川 田 竜区 枝 津 田 第一区に属しない区域 河区 第一区に属しない区域 野町石切、 春野町領家、 市市市市市 区 春野町川上、 春野町砂川 市市市市 郡 郡市 区 市 春野町田黒、 春野町田河内、 春野町堀之内、 春野町大時、

春野町筏戸大上、 春野町牧野、

春野町花島、 春野町五和、 春野町長蔵寺、 春野町胡桃平、

春野町石打松 春野町和泉平

春野町越 春野町杉

春野町小俣京丸 春野町宮川、 春野町気田 春野町豊岡、

-48-

泉水東茂五の豆田東海	第一次 区 第四区に属しない区域	
------------	------------------	--

第二区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区	第一区 愛知県 第七区に属しない区域 東区	第 松 西 第 七 区 三	及 び 花 川 町

丹岩江羽倉南郡市市 愛知 郡市 あ弥 愛稲津 海 本庁管内市 九 第九区に属しない区域 多多海滑田郡市市市市 多 宮市 部 ま 富 西 沢 島 郡 市 市 市 市 田 東加賀野井、明地、 三丁目、 区 区 西五城、 区 区 開明、 市 篭屋四丁目、篭屋五丁目 西中野、 上祖父江、 祐久、篭屋一丁目、 西中野番外、 北今、 小信中島、 西萩原、 篭屋二丁目、 三条、 蓮池、 玉野、 東五城、 篭屋 富田

四日市市 田 本庁管内市 津市白塚出張所管内 津市大里出張所管内 津市雲出出張所管内 津市高茶屋出張所管内 津市藤水出張所管内 津市神戸出張所管内 津市櫛形出張所管内 津市栗真出張所管内 津市高野尾出張所管内 津市安濃総合支所管内 津市美里総合支所管内 津市片田出張所管内 津市安東出張所管内 津市一身田出張所管内 津市芸濃総合支所管内 津市河芸総合支所管内 五 原 橋 区 区 区 市市 重 市市 県

四日市市日永地区市民センター管内 四日市市常磐地区市民センター管内

いなべ 四日市市 匹 四日市市楠総合支所管内 四日市市川島地区市民センター管内 四日市市小山田地区市民センター管内 四日市市塩浜地区市民センター管内 四日市市中部地区市民センター管内 四日市市水沢地区市民センター管内 四日市市河原田地区市民センター管内 四日市市桜地区市民センター管内 四日市市内部地区市民センター管内 四日市市四郷地区市民センター管内 第一区に属しない区域 第二区に属しない区域 阪 Щ 重 区 区 郡郡郡市市 郡市 市 市市

東長彦 浜根 市市市
 南北度志熊

 本年安安野

 丁郡郡郡市市市
 東湖 甲 近江八幡市 大 愛 米 上 知 原 郡 郡 市 野栗守草 四区 東近江市愛東支所管内 東近江市湖東支所管内 第二区に属しない区域 島津 洲東山津 区 区 区 市市市市 市市 県

 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第</

淡 南 洲 明あわれい市 市 芦 高 加 尼 西 宝 古川 島古川町 丁目 七 垣内南町、 区網干浜 丁貝 相 区新在家 二丁目 砂 崎 屋 宮 古 野 路 西 塚 区 区 区 区 区 郡市市 青山、 市市 市 市 市市

浜田 網干区垣内西町、 青山北三丁目、 青山五丁目、 網干区福井 青山西四丁目 青山南三丁目 網干区興浜、 網干区大江島、 網干区田井、 網干区北新在家、 青山 網干区垣内東町、 青山西 網干区宮内 丁貝 青山六丁目、 青山西五丁 網干区高田、 青山南四丁 網干区垣内北町、 青山二丁目 網干区大江島寺前町、 網干区坂出、 丁目 網干区余子浜、 自 青山 網干区垣内本町、 青山 目 網干区津市場、 青山 北 朝日町、 西二丁 青山三丁目、 丁目 網干区坂上、 網干区垣内中町 南 丁 Ħ 網干区和久 阿保、 網干区大江 直 青山北二丁 青山西三 網干区 青山四 網干区 青山南 網干 網干

四丁目、 津町四 丁目 野町 兼田、 山伏、 平松、 丁貝 市川 三丁目 勝原区大谷、 町二丁貝、 北平野六丁目 平野二丁目、 北新在家二丁目、北新在家三丁目、 原区下太田、 丁貝 〈衛町五丁目 [恵美酒町一 八代 嵐 大塩町汐咲二丁目、 市之郷町二丁目 丁貝 上手 、津区勘兵衛町三丁目 橋通 梅ケ谷町 威徳寺町 Ш 上大野 丁貝 大津区 鍛冶町、 大津区真砂町、 町 大津区新町二丁目 山 石 丁貝 神屋町 野 倉 神田町二丁目 上大野五丁目、 亀山 大津区天満、 丁貝 北今宿二丁目、 飯 丁貝 北平野三丁目、 神屋町、 勝原区宮田、 勝原区勝原町、 |大津町二丁目、 大津区勘兵衛町 田 市 井ノ口、 駅前町、 匹 丁貝、 片田町、 大津区北 北八代二丁目 北平野奥垣内、 Ш 台一 丁目 1 市 飯 自 大津区恵美酒町二丁目、 市之郷町三丁目 JΪ 田 大野町、 丁目 上大野二丁目、 大塩町汐咲三丁目 神 橋通二丁目 天満町、 今宿 亀山 神田町三丁目 神屋町五丁目 屋 上大野六丁目 刀出 大津区長松、 太市中、 Ţ 町 勝原区山戸、 北今宿三丁目、 大津区天神町一 大津区勘兵衛町四丁目、 Ħ 北平野四丁目 市川 勝原区勝山町 大津区大津町三丁目、 丁目 岩端町、 丁 丁貝 岡田 飯田二丁目 北夢前台一 北平野台町 刀出栄立町 大塩町、 台 大津区吉美 北原、 市之郷、 二丁貝 大津区勘兵衛町二丁目 岡町 大津区西土井、 市之郷町 上大野三丁目 Ш 神屋町二丁目、 神田町 勝原区丁、 西 魚町、 上大野七丁目、 神屋町六丁目、 北平野 丁貝 大塩町宮前、 丁貝 北新在家 大塩町汐咲 奥山、 勝原区朝日谷、 大津区大津町 北平野南の町、 勝原区熊見、 飯田三丁目、 北平野五丁目、 市川台三丁目 市之郷町 四丁目、 四丁目、 打越、 西台、 大津区新町 大津区天神 北夢前台二 一丁貝 大津区勘 金屋町、 大津区大 鍵町、 一丁貝、 上大野 神田町 神屋町 大津区 梅ケ枝 一丁目 北今 亀井 丁目

賀西町 磨区構 磨区 賀宮台、 丁貝 上野田 五丁目 垣内、 月 磨区大浜、 在家七丁目、 丁貝 飾磨区今在家二丁目、 飾 丁目 二丁目 栗山 幸町、 町 (磨区英賀清水町三丁目、 磨区英賀、 三左衛門堀東の町、 米屋 玉 飾磨区今在家北三丁目、 赵四 磨区 飾磨区加茂北、 . 阿 府 磨区下野田 飾 飾 五丁貝、 磨区 成 磨区英賀東町二丁目 町 寺 町 京町 木場、 飾磨区今在家五丁目、 飾磨区阿成中垣内、 飾磨区英賀清水町 二丁貝 清水 丁 飾 堺 町 飾 飾磨区鎌倉町 Ţ | 栄町、 町 磨区上野田三丁目 Ì 飾磨区粕谷新町 飾磨区阿成植木、 磨区英賀宮町 目 車 飾磨区英賀春日町 利木町、 丁貝 飾磨区今在家北一丁目、 五 崎 木場十八反町、 坂田町 飾磨区上野田六丁目 飾磨区英賀西町三丁目、 小姓町 Ţ 飾磨区構三丁目、 丁目 直 飾磨区三和町 Ţ Ě 京町二丁目、 飾磨区加茂東 三条町 五郎右衛門邸 丁貝 飾 飾磨区今在家三丁目、 琴岡町、 車崎 坂元町、 飾磨区下野田二丁目 磨区清水 飾磨区上野田 丁貝 飾磨区入船町、 丁貝 飾磨区阿成渡場、 飾磨区英賀西町一丁目、 木場前中町、 飾磨区構、 飾磨区今在家六丁目、 飾磨区阿成鹿古、 飾磨区英賀保駅前町 五軒四一 丁貝 丁貝 飾磨区上野田四丁目、 一丁貝、 定元町、 飾磨区英賀宮町二丁目、 飾磨区英賀清水町二丁目、 古 京町三丁目、 二丁貝 飾磨区思案橋、 飾磨区構四丁目、 飾磨区加茂南、 紺屋町 丁目 飾磨区今在家北二丁目 一階町、 三条町二丁目、 車 飾磨区亀山 丁貝 飾磨区英賀東町一丁 飾磨区英賀春日町一 -崎三丁目、 飾磨区構 飾磨区 三左衛門堀西の町 飾磨区恵美酒、 木場前七反町、 河間町、 飾磨区今在家四 飾磨区今在家、 五軒邸三丁目 西庄、 楠町、 飾磨区上野田 飾磨区下野 飾磨区阿成下 清水三丁目 飾磨区清水 飾磨区 丁目 飾磨区今 景福寺前 飾磨区御 飾磨区英 飾磨区英 飾磨区構 塩町、 材木町 呉服町 久保町 飾磨区

則 飾磨 中島 丁目 城南 三丁 雲町六丁 中野田一 飾 兀 国 東町佐良和、 台 飾 区 堀 浜町二丁 城北新町三丁目 町五軒屋 下手野三丁目、 田 7野田、 下寺町、 磨区 į 郷 磨 Ì 宮 磨 一丁貝 飾東町 町 町 東町唐端新 区 区 区 目 兀 飾東町大釜、 飾 飾 飾 中野 丁貝 磨区 .都倉二丁目、 郷 |妻鹿日田 玉 本 飾 磨 飾 磨 飾 飾 丁 城東町 目 落区 丁 郷 崱 磨 Ė 磨 磨区付城二丁目 地 区 区 飾 田四丁目、 į 山 区三宅一 富士見ケ丘町 区中浜町三丁目 高 目 磨区下野田四丁目 城東町清水、 東雲町三丁目 上 八 忍町 鈴 崎 一妻鹿 飾磨区玉地 重 飾磨区西浜町三丁目 飾磨区中島二丁目、 町 四 飾東町塩崎、 一所前町、 頰 鬼沙門、 郷 町 飾磨区中野田二丁目、 飾 下手野四 町見野、 磨 匹 飾東町北野、 飾東町大釜新 飾磨区山崎台、 城北本町]郷町坂元、 丁目 実法 飾東町 飾磨区都倉三丁 区城南町三丁 飾磨区妻鹿東海町 目 飾磨区矢倉町一 飾磨区中浜町 庄田、 飾磨区 丁貝 寺 城北新町 城東町竹之門、 丁貝 山崎、 飾磨区三 飾磨区天神、 東雲町四丁目 兀 飾東町志吹、 飾磨区細江、 下手野 郷町 書写 飾磨区西浜町 城東町、 高 飾 下手野五丁目、 四郷町中鈴、 飾東町北山、 町二丁 磨区 飾磨区中島三丁目 İ 山脇、 飾 飾東町夕陽ケ丘、 飾東町小原、 飾磨区若宮町、 丁貝 飾磨区 一宅二丁目 目 磨区 書写台 一丁貝、 丁目、 城南 飾磨区中野田三丁目 丁貝 飾 東雲町 付 Ì 磨 飾磨区堀川 飾磨区中島 飾 城東町中河原、 城東町京口台、 飾東町庄、 飾 野田 磨区 城、 東雲町 (磨区妻鹿常盤町 区 町 城北新町二丁目、 飾磨区矢倉町二丁 丁貝 丁貝 須加 _ 丁 匹 飾東町清住、 飾磨区中浜町一 飾 下手野二丁目]郷町 都倉 飾東町· 町 飾 磨区蓼野町 飾 下手野六丁目 五丁目、 丁貝 飾西、 Ė 磨区三宅三 磨 四郷町明 飾東町豊 東阿保、 区 飾 町 飾磨区東 飾 書写台二 磨区西 丁貝 小原新 飾磨区 飾磨区 付城 磨区高 飾 達区 飾西 東雲 飾磨 城東

白浜町 井八丁目、 見台二丁目、 豊富町御蔭 貝 龍野町三 新在家本町三丁目 白浜町寺家一 丁目 甲丘三丁目 山 目 手四丁目 寺山手町、 新在家本町六丁目 浜町宇佐 三丁目 I東の町、 立町 高尾町、 大寿台 千代田町、 同心町 田寺五丁目、 丁 新在家一丁目、 丁貝 豊沢 頁 土山四 辻井四丁目, 新在家中の町、 神田 目 書写台三丁目 町 丁貝 白浜町 白国四丁目 田寺 崎 丁貝 丁貝 地内町、 玉手、 鷹匠 白浜町 中一 豆腐町、 手柄、 辻井九丁目, 田寺東二丁目、 丁貝 豊富町 継、 丁貝 豊富町甲丘 城見台三丁目、 名古山町 丁目 丁貝、 龍野町 町 '宇佐崎北二丁目、 田寺六丁目、 新在家二丁目、 ?宇佐 手 柄 佃町、 玉手一丁目、 辻井五丁目 大寿台二丁目 土山五丁目、 神和町、 甲丘 砥堀、 中地、 竹田町、 新在家本町四丁目、 新在家本町 白浜町灘 白浜町神田二丁目、 白国、 四丁目、 白国五丁目 田寺二丁目、 崎 白浜町宇佐崎中二丁目 **一一一** 南条、 丁貝、 土山 辻井 南一 丁目 苫編、 中地南町、 田寺東三丁目、 菅生台、 龍野町 丁目 白国 田寺七丁目、 城見台四丁目、 浜 丁貝 丁貝 辻井六丁目、 玉手二丁目、 龍野町五丁目 南条一丁目 手柄二丁目、 土山六丁目 丁貝 大善 白銀町、 豊富町甲丘二丁目、 苫編南一 新在家三丁目、 白浜町宇佐崎北三丁目 豊富町神 白浜町、 丁 田寺三丁目、 白浜町宇佐崎南二丁目 į 辻井-町田、 総社本町、 土山 丁 町 新在家本町五丁目、 Ě 新在家本町二丁目、 白浜町寺家一 丁貝 田井台、 白国二丁目 田寺東四丁目、 谷 田寺八丁目、 城見台一 二丁貝 丁貝 城見町、 天神町、 白浜町宇佐崎北 町坪、 龍野町二丁目、 南条二丁目、 土山七丁目 **辻井七丁目**、 玉手三丁目 龍野町六丁目 白浜町宇佐崎 豊富町豊富、 新在家四丁 苫編南二丁 田寺四丁目 大黒壱丁町 高岡新町 丁貝 辻井三丁 土山三丁 町坪南町 豊富町 新在家 丁貝 東郷町 田寺

四丁貝、 里大和 条三丁 丁貝 丁貝 丁貝 山田 勅旨 小川 丁目 寺 則 七 田町林谷、 家 区北野町二丁目 区蒲田二丁目、 広畑区吾妻町三 東延末 階町 町二 「蒲田五丁目 町 広畑区大町三丁目 白 丁 林田町新町、 丁貝、 《夢前台三丁 [鳥台三丁目 西夢前台三丁目、 東延末五 目 林田町口 町 花田町 Ě 平 東辻井二丁目、 林田町大堤 花影町三丁目 野 東今宿一 目 西 野町、 貞 |今宿 里 東今宿五丁目、 西 西 二階 丁目、 1今宿八 [延末、 林田町松山、 延末 中 南畝町二丁目、 西新在家三丁目 [佐見、 加納原田、 丁 町 野里慶雲寺前町、 匹 丁貝 林田 広畑区北河原町 広畑区蒲田三丁目 自 自 丁貝、 Ţ 町 広畑区吾妻町一 博労町 延末一 東延末二丁目、 西八代町 丁 野里東同心 目 町中構、 日出町 東山 畑区京見町 林田町久保、 林田町奥佐見 目 西今宿 西脇 花影町四丁目 広畑区蒲田 広畑区大町 東辻井三丁目 東今宿二丁目、 西今宿五丁目、 花田町上原田 丁貝 西駅前町 東今宿六丁目、 林田町六九谷、 野里、 橋之町、 東夢前台 仁豊野、 西新町、 丁貝 丁貝 林田町中山下、 町 西夢前台 白鳥台 野里新町、 丁 林田町下伊勢、 野里上野町 東延末三丁目、 野里東町、 広畑区北野町 目 広畑区小坂, 花影町 丁貝 広畑区蒲田四丁目 林田町上伊勢、 西新在家 西今宿二丁目 広畑区蒲田 日出町二丁目 一丁目、 花田町 農人町、 東辻井四丁目、 東今宿三丁目、 西大寿台 西今宿六丁目 広畑区吾妻町二丁目、 一丁貝 一丁目 東駅前町、 花田町高木、 林田町八幡、 野里月丘 広畑区大町二丁目 丁貝 東夢前台二丁目 林田町林田、 野里堀留 南畝町、 丁貝、 本松、 西夢前台 白鳥台二丁目 丁 一丁貝 **広畑区小松町** 一丁貝 東延末四丁 西中島、 林田町下構 İ 東辻井一 町、 林田町上 花影町一 西 目 東今宿 野里上 1今宿三 1出町三 東延末 林田 花田町 花田町 町 西新在 西今宿 野里 広畑 広畑 広畑 南畝

福中町、 広畑区 長町二 鶴町 小松町 新町 丁貝 佐土 丁貝 畑区東夢前台四丁目、 丁目 丁目 西夢 区正 町二丁目 位 目 畑区本町五丁目、 烟区本町二丁目、 町別所五丁目、 町別所二丁目 町六丁目 二丁目 丁貝 丁 広畑区正 本町二丁目 目 多前台五 菛通 丁貝 Ě 北条口二丁目 増 別所町 |夢前町二丁目、 丁貝 丁目 四 位新町 別所町佐土新、 北条永良町 福本町、 峰 畑区早瀬町二丁目 畑区西夢前台八丁目 Ě 丁 広 船橋町三丁目、 宁貝 丁貝、 畑区高浜町三丁目 門通四丁目、 広畑区末広町二丁目 広畑区清水町三丁目 自 畑 別所町家具町 左土一 広畑区東新町二丁目、 区 丁 広 北条、 加区鶴 丁目 別所町別所三丁目 目 畑区西蒲田 小 的 広畑区才 藤ケ台、 広畑区本町六丁目 広畑区本町三丁目 形町福泊 広畑区西夢前台六丁目 広畑区正門通二丁目 松町二丁 丁貝 広峰二 北条宮の町 北条口三丁目 町二 増位 北条一丁目 別所町別所 広畑区夢前町三丁目、 広畑区富士町 広畑区高浜町一丁目、 船 丁貝 双葉町、 別所町佐土二丁目、 橋町四 新町 別所町北宿、 丁貝 Ě 広畑区清水町 広畑区西夢前台四丁目 的 広畑区早瀬町三丁目 一丁貝 形町的 広畑区則直 広畑区小 広畑区高浜町四丁目 広嶺山、 丁貝 広畑区末広町三丁目、 広畑区城山町、 保城、 広畑区長町 船丘町、 北条梅原町、 別所町別所四丁目 別所町別所 広畑区東新町三丁目 北条口四丁目 広畑区夢前町一丁目、 広畑区本町四丁目、 広畑区本町 形 坊主町、 別所町小林、 広畑区正門通三丁目 松町三丁目、 増 船橋町五丁目 丁貝 福居町、 丸尾町 広畑区西夢前台七 位 広畑区夢前町四 船津町、 広畑区早瀬町 本町 別所町 広畑区高浜町 丁貝 一丁貝 北条口 峰南町、 広畑区末広 一丁貝 広 御国野 丁目 加区清水 北条口五 広畑区東 福沢町、 7佐土三 船橋町 別所町 広畑区 広畑区 広畑区 広 別所 別所 船橋 広畑 畑 町

南八代町、 米田町、 丁貝 立北四 神子岡 元町 御立中四丁目 国分寺、 西町二丁目 南駅前町 五丁目、 若菜町 御立中八丁目 安田二丁目、 八代本町二丁目、 山野井町、 御立西四丁目、 丁 山田町多田、 御立東二丁目、 丁 目 前 家 御立東六丁目、 Ė 御国野町御着、 余部区上川原、 宮上町 南車崎 丁貝 丁貝 御 八木町、 御立中 立北 山畑新田、 宮西町三丁目 御立中五丁目 安田三丁目、 神子岡 御立西一 若菜町二丁目 山田町西山 丁貝 丁貝 丁目 御立西五丁目、 八代緑ケ丘町、 御立東三丁目、 丁 代 山吹一 緑台一丁目、 御国野町 目 前二丁目 余部区上余部 丁貝 御立北日 宮上町二丁目 南車崎二丁目、 宮西町四丁目 田 安田四丁目 八代東光寺町 御立中二丁目、 丁貝 御立中六丁 西 綿町 御立西二丁目、 山田町牧野、 二丁貝 神子岡 [御着、 御立西六丁目、 緑台二丁目、 御立東四丁目、 代宮前町、 山吹二丁目、 余部区下余部 柳町、 į 宮西町一 南新在家、 御立北三丁目、 前三丁貝 御 睦町、 御立中三丁目、 国 八代本町 御立中七丁目 [野町深志 山田町南山 御立西三丁 安田一丁目 山田町北山 南今宿、 丁貝 御立東 吉田 元塩町、 御立東 神子岡 南町、 一丁目 野、

第 + 二 区

姬 路 市

第十 区に属しない区域

赤相

穂

揖 神 崎 郡郡市市市市

た 宍

つの

出 浜 出松 江津市 市益田市 に 多 郡 に 多 市本次総合センター管内 日 四 末 琴 湯 柏 港 子 根 郡 郡 町 町 郡 市 市 雲南市大東総合センター管内 雲南市加茂総合センター管内 三朝町 雲田 雲 江 区 区 区 市市 市市

雲 南 市

飯 第 石 区に属しない区域 郡

圌 足 Ш 郡郡

剧

智

区

出 北 市 区

本庁管内 (祇園、 後楽園 中原及び牟佐に属する区域を除

北区役所建部支所管内 北区役所御津支所管内

南

区

豊浜町、 当新田、 丁貝 四丁目、 平福二丁目、 野二丁目、 青江六丁目、 丁貝、 南輝二丁目、 築港緑町二丁目、 浦安本町、 泉田三丁目、 古新田、 新福二丁目、 妹尾、 富浜町、 福田、 中畦、 築港新町二丁目、 浜野三丁目、 市場一丁目、 妹尾崎、曽根、立川町、 浦安南町、 あけぼの町、 福島一丁目、 並木町一 泉田四丁目 福富中一丁目、 南輝三丁目、 新保、 豊成一 築港緑町三丁目、 大福、 丁貝 丁貝 洲崎一丁目、 浜野四丁目 市場二丁目、 泉田、 築港ひかり町、 福島二丁目、 西市、 泉田五丁目、 豊成二丁目、 海岸通一 福富中二丁目、 並木町二丁目、 泉田 西畦、 東畦、 洲崎二丁目、洲崎三 築港元町、 築港栄町、 下中野、 丁目、 丁貝 福島三丁目、 内尾、 築港緑町一丁目 浜野 平福一 豊成三丁目、 福富西一丁 海岸通二丁 南輝一丁目 泉田二丁目 一丁貝 千鳥町、 築港新町 浦安西 新福一丁 福富東 丁貝、 福島

福富西二丁目、

福富西三丁目、

福富東一丁目、

福浜西町、 二丁貝、 福成一丁目、 福吉町、 藤田、 福成二丁目、 松浜町、 若葉町 万倍、 福成三丁目、 箕島、 福浜町、 三浜町一

郡

丁貝、

三浜町二丁目、

山田、

米倉、

吉備中央町

本庁管内

上野、竹部、上田東、細田、三納谷、上田西、円城、案 広面、上加茂、 下加茂、 美原、 加茂市場、 高谷、平岡、

高富、神瀬、船津、小森

田

吉備中央町役場井原出張所管内 区

区区

北

Щ

区市

第一

区に属しない区域

南 本庁管内 区

第

一区に属しない区域

瀬 玉 戸内市市

畄 東 区 区市

第二区に属しない区域

備 市市市

五 本庁管内 四 真庭市勝山支局管内 真庭市落合支局管内 真庭市蒜山振興局管内 本庁管内 第四区に属しない区域 真庭市湯原支局管内 真庭市美甘支局管内 倉敷市茶屋町支所管内 倉敷市庄支所管内 倉敷市水島支所管内 倉敷市玉島支所管内 倉敷市児島支所管内 窪 敷 敷 岡 米 田 原 田 気 庭 田 区 区 市 市 - 郡 市市市市 郡郡郡郡郡郡市

江 廿 大 広 広 田 日 竹 伯 島 市 市 区 区 市 | 広島県 | 京一区に属しない区域 南東中 第三区に属しない区域 江田島市高田出張所管内 江田島市鹿川出張所管内 江田島市大柿支所管内 江田島市沖美支所管内 区区区区市 庭 見 賀田 島 区 区 郡郡郡市 市 市市

江田島市 東広島市 東広島市 東広島市 東広島市 東広島市 東広島市 東広島市	五 東東東東東東東京広広 芸広広広広広広広 区 島島島島島島	第 山 県 郡 安芸高田市 安芸高田市 広 島 市 三 原 市 三 原 市
--	--------------------------------------	---

田 郡

原 区 市

第四区及び第五区に属しない区域 市

第五区に属しない区域 道

中 次 市市

石

福 七 Щ Щ 区 市 П

区 県

Щ П 市

山口市小郡総合支所管内 山口市山口総合支所管内

山口市阿知須総合支所管内 山口市秋穂総合支所管内

山口市徳地総合支所管内

南府 市市

周 本庁管内

周南市鹿野総合支所管内 周南市新南陽総合支所管内

周南市櫛浜支所管内

周南市鼓南支所管内

第三、区 山宇 熊玖大 柳光岩 山陽小野田市 <u>一</u> 区 周南市中須支所管内 周南市須々万支所管内 周南市長穂支所管内 周南市向道支所管内 周南市大津島支所管内 周南市湯野支所管内 周南市戸田支所管内 周南市夜市支所管内 周南市菊川支所管内 周南市久米支所管内 第一区に属しない区域 周南市須金支所管内 第一区に属しない区域 印部 国 松 毛 南井 島 珂 市市市市市 市市 市市 郡郡郡郡

さぬき市 鬼無出張所管內整紅出張所管內 川添出張所管内 男木出張所管内 円座出張所管内 川岡出張所管内 多肥出張所管内 仏生山出張所管内 林出張所管内 前田出張所管内 飯山市民総合センター管内 綾歌市民総合センター管内 第一区に属しない区域 香西出張所管内 三谷出張所管内 屋島出張所管内 古高松出張所管内 木太出張所管内 下笠居出張所管内 女木出張所管内 宮出張所管内 松 Ш 区 市 郡郡 市

北川添、 石立町、 山ノ端町、 杉井流、 反町 丁目 淵 丁目 丁貝 町二丁目 目 目 目 町二丁目 三丁目 本町四丁目 丁 二葉町、 和泉町 相生町、 丸池 相模町、 Ě 町 弘化台、 城見町、 追手筋 丁貝 丁貝 鷹匠町二丁目 鳥越 元町 はりまや町二丁目 本丁筋、 丁貝 丁貝 愛宕町四丁目、 町 北本町四丁目 比 北久保、 井口町、 島町 北金田 入明町、 玉 水町、 桜馬場、 塩田 江陽町、 吉田町、 知寄町三丁目 小倉町、 丸 塚 越前町二丁目、 旭 旭 7四丁目、 桜井町 堺町、 丁貝 八反町二丁目、 本町五丁目、 ノ原 Œ 町三丁目 ノ内二丁目、 水通町 町 町 町二 南久保、 平和町、 縄手町、 洞ヶ島町 南金田 城北町、 東雲町、 比島町 愛宕町一丁目、 南はりまや町 追手筋二丁目、 本町一丁目 丁目 西塚ノ原 北本町一 水 新本町 栄田町 丁貝 源 大川筋一丁目、大川筋二丁目、 通町 町 はりまや町三丁目 赤 札場、 三ノ丸、 海老ノ丸、 青柳町、 中の島、 升形、 石町、 鏡川町、 新屋敷一丁目 東城山町、 丁貝 寿町、 桜井町二丁目 北八反町、 丁貝 日の出町 町三 本宮 丁貝 唐人町、 長尾山町 丁 帯屋町 本町二丁目 丁目 Ì 南御座 町 中 愛宕町二丁目、 稲荷町、 宮前町、 中水道、 九反田、 -須賀町 下島町、 丁貝 廿代町、 比島町二丁目、 北本町二丁目、 中宝永町、 新本町二丁目、 上本宮町 栄田町二丁目 城山町、 宝町 知寄町 与力町、 一丁貝 町 北御座、 南はりまや町二丁 旭天神町 新屋敷二丁目、 幸町、 若松町、 宝永町、 旭町 应 西町 菜園場町、 はりまや町 永国寺町、 旭駅前町、 小津町、 本町三丁目 丁貝 一丁貝 東石立町、 南宝永町、 帯屋町二十 鷹匠町 大谷 一丁貝、 伊勢崎町 愛宕町三 南川添、 大膳町、 北本町三 比島町三 駅前町 弥生町 佐々木 栄田町 昭和町 高埇、 上 越前 知寄 町 元町

介良甲、 円行寺、 秦泉寺、 町四丁 三丁貝 福井扇 草峰 みづき 薊野、 町 東町三丁目、 野西町三丁目 高須西町、 須新木、 高須新町三丁目、 島三丁目 愛宕山、 土佐山高川、 一丁貝 一丁目 丁目 宮西 吸江 鏡小山、 鏡敷ノ山、 中久万、 宮中町三丁目、 北 潮見台三丁目、 重倉、 土佐山中切 自 町 端 鏡白岩、 町 丁貝 介良乙、 宇津野、 前里、 五台山、 愛宕山南町、 高須一丁目、 町 薊野北町四丁目 ツ橋町 津三丁 西久万、 丁貝 土佐山菖蒲、 宮南町二丁目 高須絶海、 葛島四丁目 福井東町 久礼野、 土佐山桑尾 鏡柿ノス、 宮しなね一 Щ 鏡狩山、 宮東町四丁目、 薊野北 みづき三丁目、 手町 東秦泉寺、 三谷、 介良丙、 高須新町四丁目、 自 屋 丁貝 頭、 宮西町二丁目 鏡大河内、 南久万、 宮東町一 町 十津四 横内、 秦南町一 薊野西町 高須大谷、 高須二丁目、 池 鏡吉原、 丁貝 高須、 土佐山西川、 鏡横矢、 七ツ淵、 高須新町 仁井田、 丁貝 中秦泉寺、 薊野東町 土佐山都網 介良、 万々、 宮中町 ッ 丁目 口細 丁貝、 葛島 鏡小浜、 丁貝 橋町二丁目、 みづき山、 鏡増原、 鏡的渕、 潮見台 宮東町五丁目、 丁貝、 加賀野井一丁目、 宮しなね二丁目 薊野北町二丁目、 高須大島、 乢 高須砂 丁貝 中万々、 種崎 高須三丁目、 十津五丁 尾立、 丁貝 土佐山梶谷、 秦南町二丁目、 三園町、 丁貝 宮西町三丁目 薊野中町 鏡大利、 宮東町二丁目、 薊野西町二丁目、 土佐山弘瀬、 鏡葛山、 丁貝 大津甲、 鏡去坂、 地 高須新町二丁目 į 蓮台、 津 みづき一丁目、 布師田、 南万々、 葛島二丁目、 宮中 西秦泉寺、 高須本町、 鏡今井、 高須東町、 丁 潮見台二丁 薊野南町、 一宮徳谷、 鏡梅ノ木 鏡竹奈路 薊野北町 -津六丁目 大津乙、 į 土佐山、 加賀野井 ·町二丁目 福井町、 宮南町 土佐山 柴巻、 東久万 一宫、 宮西 薊

西彼杵郡市 三重支所管内 東長崎支所管内 世保市 佐世保市役所三川内支所管内 伊王島行政センター管内 式見支所管内 深堀支所管内 佐世保市役所早岐支所管内 野母崎行政センター管内 高島行政センター管内 香焼行政センター管内 日見支所管内 佐世保市役所宮支所管内 三和行政センター管内 茂木支所管内 早 崎 海 一区に属しない区域 区 区 市市市 市 市市市市

南 東 四 松 彼 浦 杵 区 郡郡

佐

世

保

市

第三区に属しない 浦 市市

熊 本 北

松浦郡

区 市

本

央

区

第

安政町、 帯山四丁目、帯山五丁目、 大江二丁目、大江三丁目、 三丁貝 六丁目、 水八丁目、 出水四丁目、 内坪井町 岡田町、 井川 板屋町、 淵町 出水五丁目 帯山一丁目、 魚屋町 出水一丁目、 江津二丁目、 大江四丁目、 帯山六丁目、 一丁目、 出水六丁目、 帯山二丁目、 大江本町、 出水二丁目、 魚屋町二丁目、 大江五丁目、 帯山七丁目、 出水七丁目 帯山三丁目、 大江一丁目、 上京塚町、 出水三丁目 魚屋町 大江 帯山

髪五丁目、

黒髪六丁目、

黒髪七丁目、

黒髪八丁目、

神水本

紺屋阿弥陀寺町

神水一

丁目、

神水二丁目、

子飼本町、 紺屋今町、

国府本町、 紺屋町一丁目、

国府一丁目、

国府二丁目、

国府三

紺屋町二丁目、 慶徳堀町、

紺屋町三丁目

黒髪一丁目、

黒髪二丁目、

黒髪三丁目、 九品寺五丁目、

黒髪四丁目、

九品寺六丁目

品寺三丁目

九品寺四 草葉町、

丁貝

京町二丁目

八丁目、

帯山九丁目、

鍛冶屋町、

上鍛冶屋町、

上水前寺一

丁貝

上水前寺二丁目、

上通町、 京町本丁、

上林町、

辛島

京町一丁目

Ш 端町

河原町、

北千反畑町

九品寺

丁貝

九品寺二丁目、

-92-

畑町 丁貝 室園町、 本丸 人町 寺二丁目 一丁 工町 三丁貝 丁貝 丁貝 丁貝 丁貝 二丁目 水前寺六丁目、 二丁貝 町 渡鹿七丁目、 新大江三丁目、 細工町五丁目、 自 丁貝 Ħ 一丁貝 二の丸、 湖東一 練兵町 松原町 古京町、 坪井六丁目、 東阿弥陀寺町、 渡鹿三丁目、 下通二丁目、 国府四丁目 薬園町 米屋町一丁目、 船場町三丁目、 新屋敷三丁目、 新町三丁目、 坪井二丁目、 水前寺三丁目、 丁貝 細工町二丁目、 白山 水道町、 中唐人町、 南千反畑町、 古大工町、 桜町、 山崎町 新鍛冶屋町、 呉服町 手取本町、 城東町、 渡鹿四丁目、 小沢町、 東京塚町、 丁貝、 新町四丁目、 三郎 坪井三丁目、 段山本町、 菅原町: 米屋町二丁目、 水前寺公園、 保田窪 西阿弥陀寺町、 横紺屋町 水前寺四丁目、 丁貝、 新大江 古城町、 白山二十里、 細工町三丁目、 南坪井町、 一丁目、 通町、 新市街、 渡鹿五丁目、 東子飼町、 船場町下一丁目、 丁貝 新屋敷 呉服町二丁目: 千葉城町、 丁貝、 水前寺 島崎 渡鹿一丁目、 坪井四丁目、 壺川 万町一丁目 米屋町三丁目 宮内、 新町 白山三丁目 西子飼町、 水前寺五丁目、 保田窪二丁目、 丁貝 丁貝、 丁貝 古桶屋町、 一丁貝、 細工町四丁目 新大江二丁目 中央街、 丁貝 渡鹿六丁目 妙体寺町、 坪井五 万町二 渡鹿一 船場町 新屋敷 下通 呉服町 壺川二 水前 新町

東

固 区区

池亀 丁 目 町 津浦 熊本 池田 町 丁貝 丁貝 稗田町 熊本 池田二丁目 一丁目 池田三丁目、 熊本三丁目 池田四丁 京町本

北 区

出町

生田一丁目 麻生田二丁目 麻生田三丁目 麻生田四丁

字打越、 六丁目 糸山町、 窪 ケ丘一 丁貝 丁貝 清水万石五丁目 新地三丁目、 目 貝 丁貝 丁目 貝 丁目 丁貝 内 目 四丁目、 二丁貝 水谷三丁目、 田 山 目 木二丁目 硯川 室 太郎迫町、 <u>丁</u> 丁貝 麻生田 徳王 清水万石二丁目 清水亀井町、 楠八丁目、 丁貝 町 丁貝 兎谷| 丁目 自 龍田町弓 尾 蔵 乗越ケ丘、 鶴羽田三丁目 龍田六丁目、 楠三丁目、 町 清水新地七丁目 清水岩倉一丁目、 飛田三丁目、 清水町大字松崎 武蔵ケ丘五丁目、 ケ丘八丁目、 五丁目 丁貝 高平一 龍田陳内二丁目、 楡 龍田二丁目、 大窪三丁 丁 鹿子木 津浦町、 清水新地四丁目、 山室二丁目 武蔵ケ丘二丁目、 木三丁目、 削 楠野町、 景水谷四丁目 首 下硯川 清水新地一丁目、 楠四 丁貝 徳王二丁目 八景水谷 自 龍田弓削 町 兎谷三丁目 改寄町、 龍田七丁目、 武蔵ケ丘九丁目、 飛田四丁目 鶴羽田四 清水万石三丁目 1 鶴羽田町、 楡木四 釜尾 大窪四 町 黒髪町大字坪井、 自 龍田三丁目、 高平二丁目 武蔵ケ丘六丁目、 清水町大字室園、 清水東町、 清水岩倉二丁目、 山室三丁目 下硯川 楠五丁目、 池 丁 龍田陳内三丁目 町 西梶尾 丁貝 丁貝 清水新地五丁目、 丁貝 飛田 貞 田三丁目 武蔵ケ丘三丁目、 丁 北迫町、 打越町 龍田八丁目、 目 鶴羽田一丁目、 清水新地二丁目、 万楽寺 町 一丁目 楡木五丁目、 町 龍田四丁目、 龍田弓削二丁目、 高平三丁目 清水本町、 大窪五丁目 景 鶴羽田五丁目、 飛田 清水万石四丁目 水谷二丁目 楠 山室四丁目 室 六丁目、 黒髪七丁目: 楠 大窪 楡木一丁目: 和泉町、 園 町 下硯川二丁目 清水万石一丁 清水岩倉三丁 町 武蔵ケ丘七丁 丁貝 貢町 丁貝 龍田九丁目 龍田陳内四 清水新地 清水町大 武蔵ケ丘 丁貝、 明徳町、 鶴羽田一 龍田五 龍田陳 楠七丁 楡木六 大鳥居 兎谷 清水 武蔵

五丁目、山室六丁目、四方寄町、立福寺町

第二二区

熊本市

中央区

第一区に属しない区域

西

南区

第

区に属しない区域

三丁貝 田井島、 田井島 会富町、 近見一 丁貝 貝 丁貝 越二丁目 目 四 五丁目、 白藤三丁目、 六丁目、 出仲間一 丁貝 丁貝 **丁**目 丁貝 **|**尻二丁目、 野口 合志三丁目、 出仲間五丁目、 土河原町、 丁貝 薄場二丁目 十禅寺三丁目、 島町三丁目、 丁貝、 野 幸田一丁目、 町 丁貝 刈草二丁目、 出仲間九丁目、 近見六丁目、 荒尾町、 田迎四丁目、 田迎町大字良町、 奥古閑町、 田 白藤四丁目、 近見二丁目、 川尻三丁目、 野 丁目 鳶町 出仲間二丁目、 田井島二丁目、 П 荒尾 合志四丁目、 丁貝 出仲間六丁目 薄場三丁目 白石町、 島町四丁目、 刈草三丁目 丁貝、 幸田二丁目、 上ノ郷一 野田二丁目 近見七丁目、 田迎五丁目 丁貝 今町 田迎一 近見三丁目、 白藤五丁目、 川尻四丁目、 野口二丁目 鳶町二丁目、中無田町、 海路口町、 白藤 護藤町、 丁貝 出仲間三丁目、 荒尾二丁目、 田井島三丁目、 丁貝 内田 川口町、 近見八丁目、 島町五丁目、 合志一丁目、 出仲間七丁目 野田三丁目 田迎六丁目、 丁貝 町 上ノ郷二丁目 砂原町、 島町一丁目、島町 野口三丁目 近見四丁目、 川尻五丁目、 田迎二丁目、 江越一 薄場町 川尻 白藤二丁目、 荒尾三丁 出仲間四 田迎町大字 近見町、 十禅寺一 畠口町 銭塘町、 合志二丁 丁貝 近見九丁 出仲間 丁貝 薄場 川尻 刈草 近見 田迎 自

二丁貝 平田一丁日 二丁貝、 三丁貝、 町 無田口町、 則 幸西無田町、 南高江五丁目、 尾 町四丁目 八幡十一丁目、 貝 御幸西四丁目、 御幸木部 丁貝 馬渡 御幸笛田六丁目、 八幡七丁目、 良 御幸笛田三丁目 八幡三丁目 元三町四丁目 丁貝 元三町、 南高江二丁目、 八分字町、 一丁貝、 良町五丁目、 御幸西一丁目、 平田二丁目 良町 南高江六丁目、 御幸笛田町、 八幡八丁目 馬渡二丁目 元三町一 御幸木部二丁目、 一丁貝、 浜口町、 御幸笛田七丁目、 八幡四丁目 元三町五丁目 流通団地一丁目、 南高江三丁目 御幸笛田四丁目、 平成一丁目、 丁貝、 御幸西二丁目、 良町二丁目 美登里 日吉一丁目、日吉二丁目、 御幸笛田一丁目、 南高江七丁目、 八幡九丁目 元三町二丁目 御幸木部三丁目、 前 (幡五丁目) 八幡 御幸笛田八丁目、 平成二丁目、 南高江町、 良町三丁目、 南高江四丁目、 流通団地二丁目 御幸笛田五丁 御幸西三丁目 丁貝 御幸木部町 、幡十丁目、 御幸笛田 八幡六丁 元三町 南高

菊山 熊 玉玉荒 阿 菊 合 阿 北 第一 池 鹿 本 名 名 志 蘇 池 区 郡市市市市 区に属しない区域 区市 郡市市

本庁管内市

鶴崎支所管内 大南支所管内

地二まで、 地まで及び千六百二十番地に限る。 八百三十八番地一から八百三十八番地二まで、 十三番地一、 稙田支所管内(大字廻栖野 千五百八十七番地、千五百九十一番地から千六百十八番 八百三十番地から八百三十二番地一まで、 八百三十三番地三から八百三十六番地三まで、 (六百十八番地から七百四十七番 に属する区域を除く。 八百四十一番 八百二

第 分 区 市

坂ノ市支所管内

大在支所管内

明野出張所管内

第一区に属しない区域 田 市市市

伯

竹 津 久 見 市

豊後大野市

珠 布

郡

区

豊後高田市

津 府

--98-

第二层即 第三区 日 薩 枕 摩 川 内 市 市 南九州市 鹿児島市 鹿児島市 薩摩郡 いちき串木野市 四区 第二区に属しない区域 第一区及び第二区に属しない区域 桜島支所管内 吉野支所管内 吉田支所管内 東桜島支所管内

-100-

町村の区域の に属しない区域をいう。 (施行期日) 以下同じ。 糸 島 うるま 沖 名 宮 南 宮古島市 石 島 伊是名村 伊平屋村 八重瀬町 見城市 四 南風原町 与那原町 附 重山 古 尻 城 満 尻 頭 垣 縄 護 則 区 市 郡 市市 郡

。以下同じ。)の区域のうち、支所又は出張所(それぞれ当該市この表中「本庁管内」とは、市町村(指定都市にあつては、区

び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。)の所管区域及り下同じ、の区域のごは、支別区に出引度(それぞれ当誌)

附則第三条の規定は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間におけ第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び

附 則

定は、同条の規定による改正後の公職選挙法(次条において「新第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規(施行期日)

う。)から施行する。 を経過した日(次条及び附則第三条において「一部施行日」とい 挙区画定審議会設置法の る人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選 (平成二十五年法律第 部を改正する法律の 号) の 公布の日から起算して一月 一部を改正する法

(適用区分)

第二条 第二条の規定による改正後の公職選挙法(次条において 選挙及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示さ 期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の でにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、次回の総選挙の 院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公 は一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選 新公職選挙法」という。) 例による。 れた選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の 示され又は告示される選挙について適用し、一部施行目の前日ま (以下この条において「次回の総選挙」という。) から、 の規定は、 衆議院議員の選挙について 衆議

(別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い)

第三条 平成一 更があっても、 たって市町村 施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわ の変更がなかったものとみなす。ただし、 の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変 一十二年法律第六十七号) 一十五年三月二十八日 現在によったものであって、 新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、 (特別区を含む。 当該選挙区に関する限り、 第二百五十二条の十九第一項の指定都 (以下この条において の 基準日の翌日から一 境界変更 基準日の翌日から一部 行政区画その他の区域 (地方自治法 「基準日」とい 一部施行日

> 公職選挙法」という。 (次条において「一部施行日」という。)から施行する。 第十三条第一項に規定する法律の施行

日

(適用区分)

第二条新公職選挙法の規定は、 ては、 を公示された衆議院議員の総選挙及び次回の総選挙の期日の公示 選挙」という。)から適用し、 の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙につい 公示される衆議院議員の総選挙 なお従前の例による。 一部施行日の前日までにその期日 一部施行日以後初めてその期 (以下この条において「次回の総 日

市の区の区域の変更を含む。 新公職選挙法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。 たときは、 部施行日に当該境界変更があったものとみなして、 以下この条にお いて同じ。 があっ

(今次の改定案に関する特例

第四条 2 単に「選挙区」という。)の数は、附則別表で定める数とする。 府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区(次項において 設置法(以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。 る基準によって行わなければならない。 定審議会法第二条の規定による今次の改定案の作成は、 第二条の規定による今次の改定案の作成に当たっては、各都道 新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、 第三条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会 新選挙区画 次に掲げ 2

略

であること。 少ない選挙区の人口以上であって、 国勢調査の結果による確定した人口をいう。以下この項におい て同じ。)の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も 各選挙区の人口は、 人口(官報で公示された平成二十二年の かつ、当該人口の二倍未満

理的に行うこと。 る。)、行政区画、 第一に掲げる選挙区のうち次に掲げるものについてのみ行うこ 選挙法(以下この号において「旧公職選挙法」という。)別表 口の均衡を図り(イに掲げる選挙区の改定案の作成の場合に限 選挙区の改定案の作成は、 この場合において、当該都道府県の区域内の各選挙区の人 地勢、 交通等の事情を総合的に考慮して合 第二条の規定による改正前の公職

前号の都道府県の区域内の選挙区

職選挙法別表第一における都道府県の区域内の選挙区の数よ 減少することとなる都道府県の区域内の選挙区 附則別表に掲げる都道府県の区域内の選挙区の数が、 旧 公

(今次の改定案に関する特例

第三条 略

要な法制上の措置を講ずるものとする。 定による勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必4 政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規ものとする。	の法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うの法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行う挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の勧告は、こる 新選挙区画定審議会法第四条第一項の規定にかかわらず、新選範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区	ニ ハに掲げる選挙区を前号の基準に適合させるために必要なハ 前号の基準に適合しない選挙区
4 略	3 略	